労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前

別表第一（第十六条、第十七条関係）

作業の区分	資格を有する者	名称
（略）	（略）	（略）
令第六条第十八号の作業のうち、次の二項に掲げる作業以外の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（講習科目を次項の金属アーク溶接等作業に係るものに限定したもの（以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）を除く。令第六条第二十号の作業の項において同じ。）を修了した者	特定化学物質作業主任者
令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この項において「金属アーク溶接等作業」という。）	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を含む。）を修了した者	金属アーク溶接等作業主任者
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正）

第二条　四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前

（四アルキル鉛等作業主任者の選任）

第十四条　事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第二十七条において同じ。）を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。

第二十七条　特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則の定めるところによる。

（四アルキル鉛等作業主任者の選任）

第十四条　事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。

第二十七条　特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の定めるところによる。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前

別表第一（第十六条、第十七条関係）

作業の区分	資格を有する者	名称
（略）	（略）	（略）
令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）